

<審議いただきたい事項>

資料4-2

1. 利用者・生活者との対話を促す項目の追加

4.1として、アンケート等を使った生活者・利用者との対話を促す項目を追加すべきとの意見が寄せられた。追加する場合、以下赤字の内容での記載を想定しているが、違和感はないか。また、事業者として、以下内容は現実的に実施可能か。

「実施主体は、可能な範囲で、アンケート等で生活者が利活用の効果を実感しているか、不満を持っていないか、意見をくみ取り、利活用の改善、苦情を申し入れた生活者との対話の努力をすることが望ましい」

2. 「受動的」な事前告知の追加

事前の告知を行う際に、生活者が「受動的」な方法によって情報を得られるように配慮すべきか。ステッカーやポスターなどの掲示に加え、TVやラジオなども使うことで、その地点を利用する生活者の目に触れる機会が増す告知が可能となるよう、事前告知方法をより明確にすることが狙いであり、以下赤字の文章を追記することを検討しているが、違和感はないか。（4.2項）

「具体的な告知内容、告知方法については、その地点を利用する生活者が受動的にその情報を得られる機会が増すよう、撮影対象場所や利活用目的等を総合的に考慮し、事業者が決定する。」

3. 生活者への選択肢の提供

公共交通機関施設のように、取得を拒否するとその施設を利用できなくなるような空間において、避難措置としての選択肢の提供は考えられないか。
（例えば、意図的な死角や非取得レーンの設置 など）

4. 提供時の配慮に関する記述

第三者提供を検討に含んでいる為、「提供時の配慮」として言及してはどうか、とのご意見を頂いた。記述を追加する場合、どういった内容を記述すべきであるかご示唆頂きたい。

<審議いただきたい事項>

5. 「被写体に対して不利益」となるような利用を禁じる項目の追加

「被写体に対して不利益」とは、金銭的不利益の他、サービスの拒否、本人の行動志向等の第三者への開示・暴露の可能性などを含む。

具体的にどのような行為が「被写体に対して不利益」となるかは、業界団体による個別のガイドラインや自社内において規定することを想定するが、ガイドブックとして追記が必要であれば、以下文章の追記を想定している。文面として、違和感はないか

「カメラから取得した画像は、被写体となった生活者の不利益（金銭的不利益や本人の行動志向の暴露、サービスの拒否など）になり得る形態では利用しない」

また、不利益の範囲策定はケースごとに異なるため、困難であり、事業者団体等の自主ルール・ガイドライン側で策定するという進め方でよいか。

6. 要配慮個人情報に関する記述

要配慮個人情報は本ガイドブックでは明示的に取り扱っていないが、その扱いでよいか。

個人情報保護法上では、例えば人種に関する情報が取得可能ではないかと考えられる。

本ガイドブックではユースケース上で取り扱っていないため、今後の検討課題としてよいか。

7. 人物が移動した動線と個人情報

今回の事例では、動線データと特徴量データを一緒に保存しているため、動線データは「個人情報」である、という判断を行った。

ただし、データの保存を行う際に、特徴量データなどをすべて破棄し、店内を移動した動線のみを保存する、という場合について、これは個人の識別子とは全く接点を持たなくなるのではないかと、そのため、人物の移動動線自体は「個人情報」とならないのではないかと指摘が寄せられた。

事務局としては、動線データのみを保存する場合は「個人情報」とはならないが、特徴量データなどと一緒に保存するなど、容易に照合可能な利活用を検討する場合は「個人情報」であると考えているが、認識はあっているか？（3.2.(2)④）

8. 氏名などを含まない会員情報を紐づけるケースの取扱い

ガイドブックの構成として、事例を積み上げての検討としているため、現時点では記載が及んでいない。検討のスコープ（3.3）では、別途保有する個人情報との紐づけを対象外として記載しているが、氏名などを含まない会員情報を紐づけて利活用する事例は、現状取り上げていないため、明確に対象外と言い切れないと考えている。

今後、上記のような事例の検討も行った上で、ガイドブックの対象に含むか否かを決定したいと考えるが問題ないか。

なお、対象外とする際は、3.1で列記している対象外とするケースに追記することを想定している。

9. カメラの元画像の保存による「個人情報データベース等」への変化

撮影したそのままのカメラ画像（個人情報）は、特別なIDを付与することなく、集積しただけでも、個人情報データベース等、になるのではないか、という意見が寄せられた。

一方で、上記は、個人情報データベース等にあたらないのではないかという見解もいただいている。

「検索性の有無」と「検索の可否」の差であり、集積しただけでは「個人情報データベース等」ではないと事務局では整理しているが、問題ないか。

また、配慮事項としての記載では、元の画像は早期に破棄するよう、配慮を求めている（4.4項）が、用途によっては元画像を保存しておく必要があるケースもあるのではないかと考えられる。

ケースごとに判断が異なるため、保存期間は事業者ごとの判断、という記載でよいか。